

## 埼玉県立大学学生支援センターの業務等を定める規程

令和6年4月1日  
規程第151号

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成22年規則第1号。以下「学則」という。）第8条第2項の規定に基づき、埼玉県立大学学生支援センター（以下「センター」という。）の業務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、学生のきめ細やかな修学支援、生活支援及び進路支援の推進を目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 学生の身分に関すること
- 二 学生の福利厚生に関すること
- 三 学生相談に関すること
- 四 学生の就職及び進学の支援に関すること
- 五 その他学生生活に関すること

(組織・職員)

第4条 センターに、学則第16条の規定に基づく学生支援センター長（以下「センター長」という。）及び公立大学法人埼玉県立大学組織規則（平成22年規則第6号）第20条の規定に基づく職員を置く。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、センターの業務に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。